

北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力による 電気料金値上げ後のフォローアップに関する専門調査会意見（案）

平成 年 月 日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会は、平成 29 年 3 月 1 日付けで消費者庁より「北海道電力株式会社、東北電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社に対する原価算定期間終了後の事後評価について」の付議を受けた。

これを受け、公共料金等専門調査会では、3 月 17 日に北海道電力及び関西電力、23 日に東北電力、四国電力及び九州電力からヒアリングを行うとともに、両日とも電力・ガス取引監視等委員会から各社に対する事後評価の聴取を行った。

その結果を踏まえ、上記付議に対し、専門調査会としての意見は以下のとおりである。

1. 全体的な評価

【電力・ガス取引監視等委員会による事後評価】

○ 平成 25 年度に電気料金改定を行った電力会社 5 社（北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力）¹に対する原価算定期間終了後の事後評価については、消費者基本計画工程表²等に基づき、当専門調査会による事後評価に先立ち、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合において 2 月 1 日～3 月 1 日にかけて行われた。同会合では、各社の料金値上げ認可申請に関する消費者庁意見³等を踏まえ、料金原価と実績費用の差異、規制部門と自由化部門の利益率の差異、経営効率化への取組等について検証された。

前年の東京電力の事後検証と比較して、会合において消費者からの意見を求めるなど、より消費者の視点も取り入れた検証への取組がうかがわれる点や、電力各社が経営効率化の取組状況につき新たに修繕費等の緊急的な支出抑制や繰延べの額を明示するなど、分かりやすい分析が行われている点等については、積極的に評価をしたい。

¹ 北海道電力は平成 26 年度、関西電力は平成 27 年度において、同じ平成 25～27 年度を原価算定期間とする 2 度目の料金改定を行っている。

² 平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定

³ 「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 25 年 3 月 22 日）、「北海道電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 25 年 7 月 31 日）、「東北電力株式会社及び四国電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 25 年 7 月 30 日）、「北海道電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 26 年 10 月 8 日）及び「関西電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見」（平成 27 年 5 月 11 日）

【現行料金の妥当性】

- 今回の事後評価の対象となる電力会社5社の料金原価の原価算定期間（平成 25～27 年度）における実績値について、料金改定時の想定原価と比較すると、特に燃料費、修繕費及び購入電力料の費目において、比較的大きな差異が発生した例が多くみられた。しかしながら、以下の2. で述べる通り、想定原価と実績値の差異は、燃料費に代表されるように原発再稼働の遅れに多く起因するものであり、事業者の裁量の範囲を超える部分が大きいのとみられることから、当該差異の発生をもって直ちに現行の料金原価の見直しを求める状況にはないと考えられる⁴。
- 他方、今後、原子力発電所の再稼働の進展に伴って原子力利用率の回復がなされ、燃料費等が低下した場合には、料金原価削減の余地は十分に考えられる。
- 昨年4月以降、電力小売全面自由化がなされているものの、現状では既存の規制料金（経過措置料金）で電力サービスの提供を受けている消費者がほぼ大部分を占めている状況にある⁵。このため、上記のような状況変化が生じた場合、電力各社は、競争圧力の下にある自由料金の引き下げのみならず、消費者利益還元の均霑を図る観点からも、規制料金（経過措置料金）の引き下げに向け、修繕費の削減分を一部恒久化するなどの更なる経営効率化の反映を含め、料金原価についての見直しを速やかに行うべきである。

2. 個別項目

【燃料費及び購入電力料】

- 燃料費については、北海道電力を除く4社で実績値が想定原価を上回り、購入電力料については、東北電力を除く4社で実績値が想定原価を上回った。これらは、我が国の原子力発電所の再稼働が料金改定時の想定より遅れ、料金原価の前提としての原子力利用率が料金改定時の想定と比べ低くとどまったことを主な背景とするものとみられる。
- 購入電力料については、東北電力を除く4社で実績値が想定原価を上回ったが、超過幅は約4%～約70%と各社斑模様の結果となっている。これについては、電力各社における原子力以外の自社発電能力など電源調達の置かれた状況が異なることに

⁴ なお、電気事業法の規定に基づく料金変更認可申請命令の基準には達していないものの、東北電力の平成25～27年度の利益率（規制部門6.2%、自由化部門5.1%）及び関西電力の平成27年度の利益率（規制部門・自由化部門とも7.1%）は比較的高い水準となっている。利益率については、短期的には燃料費調整制度によるタイムラグ等の一時的な収支改善効果が影響しているため、平成28年度以降の動向も含め今後検証する必要がある。併せて、関西電力による2度目の料金改定（平成27年度）の影響についても、今後の利益率の動向を含めて検証する必要がある。

⁵ 平成28年12月末時点での新電力への契約先の切り替え（スイッチング）実績は約3.6%（約225万件）、旧一般電気事業者の自社内での契約の切り替え件数（規制→自由）は約3.6%（約223万件）。両者を合わせると約7.2%（約448万件）。（出所：平成29年3月23日公共料金等専門調査会における経済産業省提出資料）

より生じるものである。

- 昨年4月に全面自由化された小売部門のみならず発電部門でも競争が活発化するとともに、卸取引市場の整備など電源調達が多様な手段の整備も予定されているところ、電力各社は自社電源のみならず多様な電源市場の動向を注視し、収益改善につながる最適な調達手段の選定や、料金交渉の強化等を更に進め安値での調達に引き続き努力すべきである。

【人件費】

- 北海道電力を除く4社において人件費が想定原価を上回った。電力各社は人材の質の確保やモチベーションの維持に考慮しつつも、料金原価の対象から除かれた出向者への給与負担等の項目を中心に、可能な限り人件費の効率化努力を行うべきである。

【修繕費】

- 修繕費については、5社いずれにおいても実績値が想定原価を大きく下回った。これは、主に燃料費等の高止まりに伴う営業費用の増加分を相殺するため、修繕工事の緊急避難的な繰り延べが数多く行われたことによるものと考えられる。緊急避難的ではあるものの、当該費目については、削減の余地が大きいことが明らかになった。電力各社は安全の確保を最優先にしつつ、今回行われた修繕費の効率化の取組を可能な限り恒久化するよう努めるべきである。
- その際、経営効率化目標の達成等の経営目的により、電力の安定供給等の側面から、必要以上の削減圧力がかかることがないよう、繰り延べに伴う設備面のリスク判断について、計画段階のみならず、事後も含めて継続的に社内において第三者委員会などの独立的な観点からモニタリングを行う仕組みを構築することも有効である。
- なお、電力各社は修繕費を含むコスト削減の見通しを消費者に対して分かりやすく情報提供及び説明を行うべきである。

【利益使途】

- 「電気料金制度、運用の見直しに係る有識者会議」報告書(平成24年4月)では、料金改定を行わない場合、これまでの利益の使途につき具体的に事業者より説明がなされることが、当該料金妥当性評価のため適当であると述べられている。必要以上の内部留保の積み増しや株主配当により料金引き下げへの取組みが後退しているのではないかとの懸念を取り除くためにも、電力各社は利益使途やその必要性につき、消費者の理解を得るよう具体的な説明を行うべきである。

3. 今後の課題

- 前述の通り、規制料金(経過措置料金)の利用の継続を希望する消費者も多い中、電

力各社による経営効率化や、原子力発電所の再稼働等に伴う費用の低減が規制料金メニューにも適切に反映されるよう、今後の電力・ガス取引監視等委員会において毎年度実施される審査において、継続的な監視が行われることが重要である。

- 消費者基本計画では、来年度についても、電気料金値上げ後のフォローアップを行うことが定められており、その際、電力・ガス取引監視等委員会において、各電力会社に対して、原価算定期間後の事後評価が実施される際には、本意見の趣旨を踏まえて、厳正な審査が行われることが必要である。

(以 上)